

— 事務補助員募集のお知らせ(障害者雇用) —

東京税関では、障害者雇用の一環として非常勤職員を募集しています。

勤務内容・勤務条件等は下記のとおりです。

記

1. 勤務場所

東京税関本関（東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎）

庁舎設備状況 エレベーター:有、出入口段差:無、階段手摺:有

トイレ:車椅子用有、洋式、点字表示:無

2. 募集人員

1名

3. 業務内容

- ・インターネット検索による海外サイトの情報収集、翻訳ソフトを使用した翻訳及び資料作成補助
- ・パソコン(Word・Excel 等)を用いたデータ(数値、文字)入力等の簡単な作業
- ・書類のコピー・整理・ファイリング等
- ・その他庶務事務

※翻訳ソフトを使用するので語学スキルは必要ありません。

※電話応対を含む具体的な仕事内容は、適性に応じて調整します。

4. 応募条件

次に掲げる手帳等の交付を受けている者

- ア ① 身体障害者手帳
- ② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並

びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

- ③ 産業医又は人事院規則10—4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。)
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・人事院の人事官又は事務総長の職にあって、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 日本国籍を有しない方
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外)

5. 勤務条件

雇用期間：令和7年6月1日～令和8年3月31日(雇用期間後の再雇用も可能です。)

勤務時間等：月曜日から金曜日、1日7時間45分(勤務時間とは別に休憩時間(45分)あり)

勤務時間は以下のいずれかを選択してください。

- ①8時30分から17時00分
- ②9時00分から17時30分

給与：日給10,743円

各種手当：通勤手当、期末・勤勉手当の支給あり。

通勤手当は、原則、月額150,000円を上限として支給

(但し、採用月は支給できない場合があります。)

保険：雇用保険及び社会保険(国家公務員共済組合の医療保険及び厚生年金保険)適用

退職手当：一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当が支給されます。

休日：土日、祝日、年末年始

休暇：採用日から6ヶ月間の勤務日数に応じて7ヶ月目から年次休暇を付与

服務：国家公務員法に定めている諸規定を適用(一部適用除外あり)

給与支給日：原則として毎月16日(月末締切翌月支払)

※採用期間等については、ご相談のうえ決定します。

6. 応募方法 [締切] 令和7年4月15日(火) 17:00 (必着)

応募書類を下記郵送先まで郵送又はメールして下さい。

郵送の際には封筒に「事務補助員への応募」と明記して下さい。

※応募人数が多数の場合は、受付を締め切らせていただく場合があります。

(郵送先) 〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京税関 人事課 人事第4係

(メール) tyo-somu-jinji@customs.go.jp

・件名:障害者雇用(期間業務職員)応募書類

・本文:①氏名(ふりがな) ②電話番号

【応募書類】

・履歴書(以下【履歴書リンク先】から様式をダウンロードしてください)

・職務経歴書(書式不問)

・ご自身の障害についての説明文(書式不問)

※ 履歴書の備考欄に「事務補助員への応募」と明記して下さい。

支援機関を利用している方は、支援機関の名称・支援者名等を履歴書の備考欄にご記入ください。

※ 職務経歴書は職務経歴がある方のみ作成してください。

※ ご自身の障害についての説明文は業務遂行上の配慮等の確認のために作成していただくものです。障害の状況(障害の種別や等級)及び必要な配慮事項等を記載してください。

【履歴書リンク先】

[履歴書\(面接カード\)PDF版](#)

[履歴書\(面接カード\)EXCEL版](#)

7. 選考方法等

応募締切後、書類選考を行い、通過者には東京税関本関で実施する採用面接日程を連絡します。

採用面接の結果により、採否を決定します。

なお、書類選考及び面接の不合格者には別途担当より連絡します。

※ 面接は令和7年5月12日(月曜日)～5月15日(木曜日)のうち、こちらが指定する日時にて実施予定。

※ 採用面接に当たって何らかの配慮(就労支援機関の職員や特別支援学校の教職員等の同席、筆談又は手話通訳、文字通訳などによる面接、付添人の控室の用意など)を希望される方は申し出てください。

8. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

【応募書類の郵送先及び問い合わせ先】

〒135-8615

東京都江東区青海2-7-11

東京税関 人事課 人事第4係

TEL:03-3599-6633

FAX:03-3599-6436

メールアドレス:tyo-somu-jinji@customs.go.jp